

縮尺

50M 100M
20向 40向

北



河岸地は非拜領地であるが、その利用権は西側(側)の拜領地に付属していた。

新作八丁堀組屋敷図

1:1600 嘉永6年(1853)

資料:裏面

- 与力拜領屋敷 (純然たる武家地)
- 同心拜領町屋敷 (武家たる同心と町人との混住地) 町名がつけられている

注: 竹島町は坊主拜領町屋敷であり、(XXXX) 八丁堀組屋敷の範囲外。

南組与力 南組同心

北組与力 北組同心

特に古い家柄(元禄宝永頃より)と考えられるもの

() カッコ内の同心はその拜領町屋敷(平均約100坪)に住まなかつたもの。これら同心はその住まなかつた町屋敷に貸長屋などを建て、その土地全部(約100坪)を町人に貸して、別途収入専用の土地にしていた。なおこれら同心は別な地面(主として与力拜領屋敷)に住んでいたから、本圖上で拜領地と実質住居と二ヶ所にその名が出てくる。

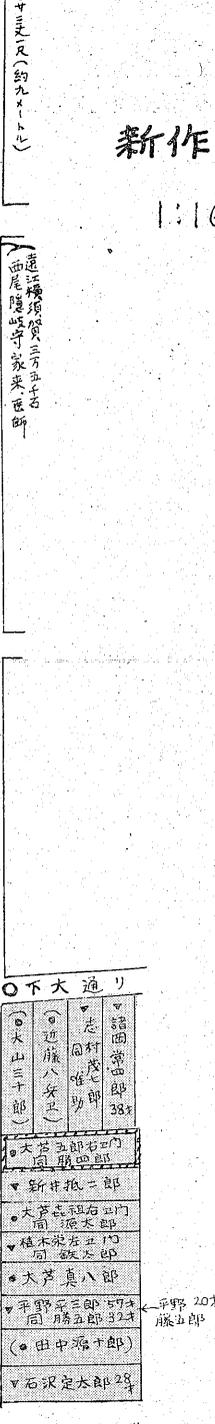
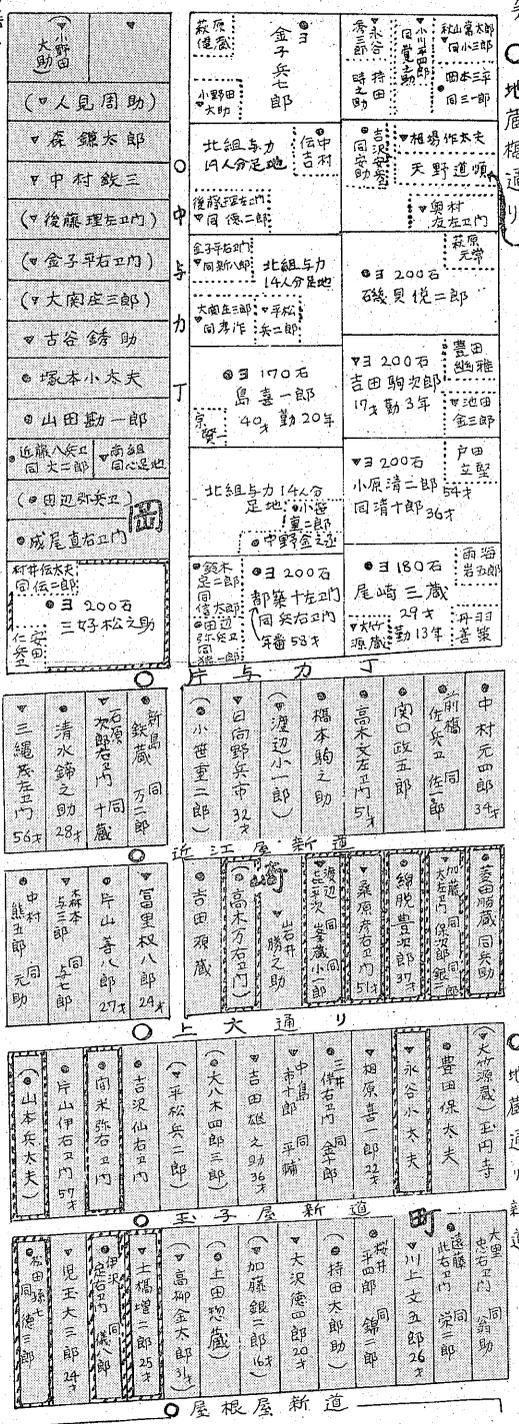
一方、カッコ以外の普通の同心はその拜領町屋敷約100坪のうち約30坪に住み、残余の約70坪をやはり町人に貸し別途収入を計っていた。

与力拜領屋敷内の借地人関係の境

里俗名

補助図①② 收図範囲(北島町北部)

1980年8月 編集: 中村静夫



注 玉内寺は大竹源蔵より地面を借りていた

新作八丁堀組屋敷図 嘉永6年 資料

地図類 △印 沽券図 旧幕 (国会図書館蔵旧幕関係)

元禄年中	約 1: 700	茅場町組屋敷図 (安政書写)	旧幕
1708 ~ 16 (推)	約 1: 150	△与力同心大繩屋敷図 2 枚	旧幕
延享 1 年 (1744)	約 1: 150	△岡崎町絵図 2 枚	旧幕 719-20
延享 1 年 (1744)	約 1: 150	△八丁堀水谷町外沽券絵図	旧幕
延享 1 年 (1744)	約 1: 150	△幸町永沢町日比谷町永嶋町松屋町絵図	旧幕 819-171
延享 1 年 (1744)	約 1: 150	△本八丁堀一町目より五丁目に至る絵図	旧幕 819-143
宝暦 13 年 (1763)	約 1: 1500	八丁堀組屋敷上水絵図	旧幕
文化 5 年 (1808)	約 1: 500	古御組屋敷絵図	旧幕 819-77
文化 5 年 (1808)	約 1: 500	竹島町外絵図	旧幕 819-119
文化頃 (推)	約 1: 900	八丁堀辺	旧幕 819-1-25
文化 5 頃 (1808)	約 1: 500	八丁堀組屋敷図	旧幕 819-91
文化 6 年 (1809)	組 1: 670	与力同心拝領大繩屋敷絵図	旧幕
弘化 2 年 (1845)	約 1: 1800	楓川鑑之渡古跡考図、講談社復刻	
嘉永 3 年 (1850)	約 1: 150	八丁堀鉄砲洲岸冥加地絵図	旧幕
嘉永 6 年 (1853)	約 1: 3900	平野屋版江戸切絵図、都立中央図書館蔵	
嘉永 7 年 (1854)	約 1: 1800	本八丁堀辺之絵図、近吾堂、東京堂復刻	
文久 2 年 (1862)	約 1: 1800	八丁堀細見絵図、尾張屋、東京堂復刻	
文久 3 年 (1863)	約 1: 2000	八丁堀豊岸島日本橋南之絵図、尾張屋、東京堂復刻	
安政 2 年 (1855)	約 1: 150	八丁堀統高輪南町代地絵図	旧幕
明治 11 年 (1878)	1: 2400	改正東京全図、日本橋区京橋区、西川光通	
明治 19 年 (1886)	1: 5000	内務省東京五千分之一	
明治 20 年頃 (1887)	1: 600	明治期公図、都財務局用地課、境界確定係蔵	
明治 20 年 (1887)	1: 5000	陸軍省東京五千分之一	
大正 1 年 (1912)	約 1: 1000	東京市区調査会地籍地図、三井文庫蔵	
大正 14 年頃 (1925)	1: 600	震災前後図 (仮称) 八丁堀方面 2 枚 都財務局用地課境界確定係蔵	
大正 15 ~ 昭和 3 年	1: 1200	東京土地区画整理換地位置決定番地図 三康図書館蔵	

文書類

	町奉行与力同心前録 2 冊	旧幕 802-53
	南北姓名帳 5 冊	旧幕 809-52
	与力同心掛名前	旧幕 810-2
	年番取扱	旧幕 810-39
	七十冊物類集	旧幕 810-21
安政 3 年 (1856)	諸向地面取調書 23 冊	国立公文書館蔵 151-246
明治 6 年 (1873)	東京府志料、昭和 34 年東京都復刻	
明治 6 年 (1873)	東京地主細見、三井文庫蔵	
明治 9 年 (1876)	地主名鑑 三井文庫蔵	
嘉永 2 年 (1849)	町鑑 都立中央図書館蔵	
嘉永 7 年 (1854)	御用金上納者 東京市史稿市街篇 43 収録	

新作「八丁堀組屋敷図 1600分の1

嘉永6年」解説

中 村 静 夫

目 次

- 本 図 新作「八丁堀組屋敷図 1600分の1 嘉永6年」
(裏面 資料一覽)
- まえがき
- I 図の時代選定
- II 位置など (図① 案内図 ①—1江戸の町人住居地主要部たる下町と八丁堀組屋敷の位置図)
- III 変遷 (図② 八丁堀組屋敷の変遷図)
- IV 地割と分配 (図③ 八丁堀組屋敷図 文政5年頃 南組, 北組別地割)
- V 面積関係
- VI 土地種別 (図④ 八丁堀組屋敷図 享保7年—幕末
図⑤ 尾張屋板 文久3年「八丁堀壺岸島日本橋南之絵図」の一部)
- VII 与力・同心の人間像(補助図① 嘉永6年 八丁堀組屋敷内 西北部
与力, 同心の年齢 勤年数 収入 分掌関係図。裏面 分掌
関係解説と資料)
- VIII 与力の住居(補助図② 嘉永6年 八丁堀組屋敷内 西北部 与力, 同
心住居関係想定図。裏面 資料)
- IX 同心の住居 (図⑥ 八丁堀組屋敷 亀島町 天保9年火災図
図⑦ 同心拝領町屋敷 岡崎町関係二分額図 嘉永6, 7年
図⑧ 嘉永元年 八丁堀組屋敷内 地蔵橋南 亀島町同心高
部安次郎拝領町屋敷 約74坪 貸長屋明細図
図⑨ 同心の変則的住居関係図 嘉永6, 7年頃
図⑩ 八丁堀組屋敷内土地種別図)
- X 拝領町屋敷内の町人
- XI 戸数関係 (図⑪ 明治5年八丁堀辺戸数図其ノ一, 其ノ二
図⑫ 明治5年 東京下町主要部 住居戸数割合の高い地域)
- XII 明治以降の変貌 (図⑬ 八丁堀組屋敷対照用現在図)

ま え が き

今から3年程前, 国立国会図書館地図室の田中藤吉郎氏の御案内で, 同図書館所蔵の旧幕府からの引継地図類(「旧幕地図類」

と略称されている)約700点の閲覧の便宜を与えられた。

その頃, 本誌編集担当であった朝倉治彦氏は筆者の右閲覧について知っておられ, この閲覧からの成果について寄稿を求められたが, すぐお応えすることもなく失礼し

ていた。

筆者としては閲覧からの単なる印象、感想文的なものを書くことを避けたい気持もあり、別な執筆内容の構想をねり、これに必要な旧幕地図類などを再度閲覧し、ここに一応まとまったものが出来上がった。

その内容は旧幕地図類、旧幕文書類を充分に利用したうえに出来上がった「新作八丁堀組屋敷図 1,600分の1 嘉永6年」とその解説文である。

江戸市政の実務に携さわっていた南・北両奉行配下の町与力・町同心は当時の司法官、行政官、警察官であり、今でも小説や映画・テレビにその活躍が紹介されているが、その彼等の住んでいたところが八丁堀組屋敷である。従って、彼等は「八丁堀与力・同心」ともいわれたのである。

しかし、彼等の職務上の活躍は華々しく紹介されているものの、これとは対照的に、彼等の住居の実態はほとんど紹介されていない。

そこで、彼等の住んでいた八丁堀組屋敷とはどんなところであったか、彼等の住居の規模や形態はどんなであったか、などを地図を軸に追求したのが本稿である。

I 図の時代選定

「新作八丁堀組屋敷図1,600分の1 嘉永6年」(以下、本図と略称)の時代の背景として嘉永年代を選定したが、その理由を列記してみよう。

(1) 一般的に江戸時代270年間のうち、文化・文政(1804~30)が最も代表的時代とみなされている。しかし、最近では弘化・嘉永(1844~54)

が文化・文政程でなくとも、安定を保っていた時代として、江戸時代中の代表的時代の一つとして見直されている。因に、貨幣価値の点よりみると、嘉永の次の安政(1854~60)の時代になると強いインフレ時代に突入するのである。

(2) 資料的にみると、嘉永は地図類も文書類も比較的豊富な時代である。

(3) 八丁堀組屋敷のかたち(面積・範囲)は時代によって変化したが、嘉永頃の八丁堀組屋敷のかたちが最も長期間(170年間)存続していた。従って、この時の八丁堀組屋敷のかたちはいくつか存在したもののうち代表的なかたちである。

そこで、本稿も本図の時代、嘉永頃(1849~55)を中心に記述するので、特にことわりのない時はこの頃の記述と御承知いただきたい。

II 位置など

江戸の中心地日本橋から東南に歩いて10分^(注1)くらいの所に、通称八丁堀辺(北八丁堀、本八丁堀辺、現在の東京都中央区兜町1~3丁目、日本橋茅場町1~3丁目、八

案内図 図①

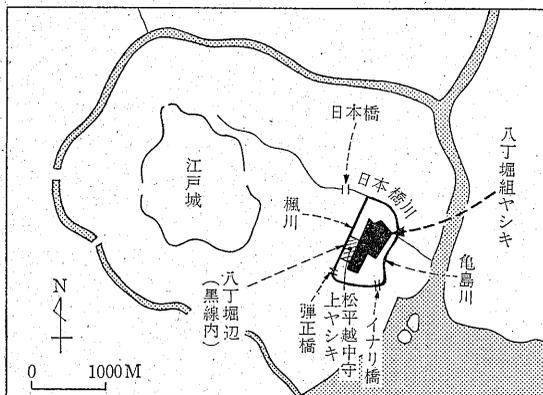
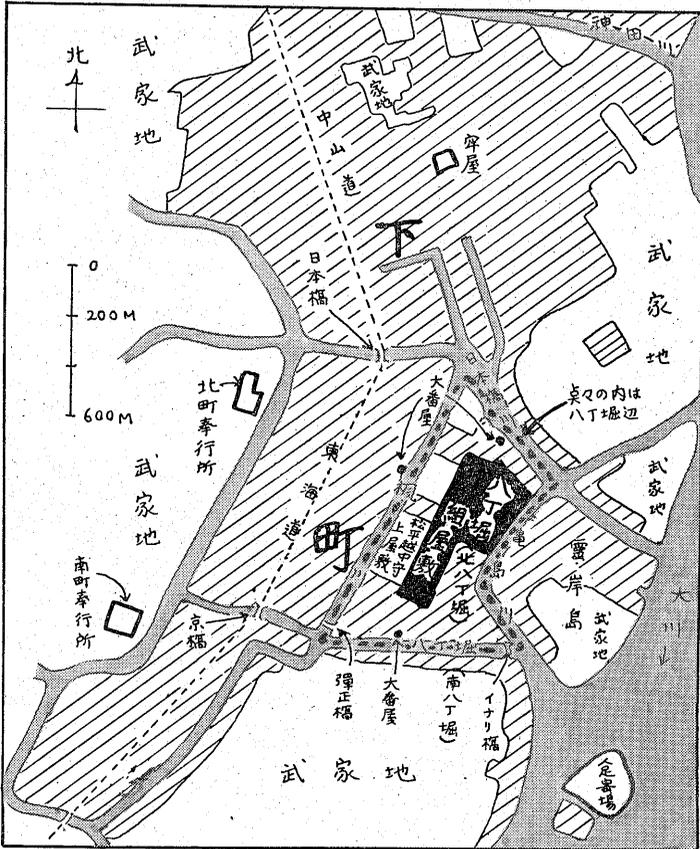


図 ①-1

江戸の町人住居地主要部たる下町(斜線部分)と
八丁堀組屋敷の位置



丁堀1～4丁目の範囲に該当)といわれていた地域があった。

この地域の範囲を示すと(図①, ①-1参照),

東側 亀島川(霊岸島川)

西側 楓川(紅葉川・現在首都高速道路となっている)

南側 八丁堀(桜川・現在一部を残して

埋立てられた)

北側 日本橋川(現在水面上が首都高速道路となっている)

ということになり, 四方を水路で囲まれた地域である。面積約37万 m^2 (約11万3,000坪), 江戸全域の約1%にしか該当しない小面積であったが, 他地域にみられない特徴をもっていた。

八丁堀辺は江戸全域の町人、約50万人に
関する市政（司法・行政両権の執行を
含む）の中心的役割をはたしていた町与力、
町同心（以下、与力、同心と略記）の住ん
でいたところとして有名であった。

この与力、同心の住んでいたのは八丁堀
辺のうちでも限られた地域で、やや中央部
にあり、面積的には八丁堀辺の約36%（約4
万坪）を占めており、正式には「町与力、
町同心^{（注2）} 拝領大縄屋敷」といったが、一般に
は「八丁堀組屋敷」「町御組屋敷」「町御
組」などといった。以下、正式名称は長く
なるので、「八丁堀組屋敷」（準正式名称で
もあったようだ）の名称を本稿では採用し
た。

八丁堀組屋敷の位置（現在の東京都中央
区日本橋茅場町1丁目約南半分、同2丁
目、同3丁目、八丁堀1丁目6～9番、同
2丁目10～19番、同3丁目12～16、18、19
番の範囲に該当）は図①-1を参照すれば
理解出来るように、南町奉行所、北町奉行
所より徒歩10～15分の至便なところにあっ
たばかりでなく、江戸の町人居住地主要部
たる細長い下町に対し、その中央東部分に
密着し、下町全体を掌握しやすいところにも
あった。

なお、八丁堀組屋敷の範囲は本図の範囲
であるが、その範囲に特別な堀などの囲が
あったものではない。

注

- 1 通称八丁堀辺。八丁堀はもとをただとす
と、京橋の東に寛永年間（1624～44）に開
削された東西八丁（約800m）の堀に付し
た名である。この堀の南側が地域名として
の南八丁堀であり、北側が地域名としての
北八丁堀である。北八丁堀には町名として
本八丁堀があるし、さらに八丁堀組屋敷も
あったため、地域としては南八丁堀より北
八丁堀の方が有名になってしまったよう

で、地域名として通称八丁堀辺というとな
北八丁堀をさしていた如くである。『諸向地
面取調書』の記録をみると、現在の兜町1
丁目の株式取引所のところにあった大名屋
敷・牧野河内守（常陸笠間）上屋敷も北八
丁堀にあったことになっているので、南茅
場町も本稿では地域名・八丁堀辺に含め
た。なお、地域としての南八丁堀は広義の
八丁堀辺に含めるべきかも知れぬが、本稿
では省略して扱った。

- 2 大縄屋敷。江戸における武家地の大半は
大名や旗本の各人が個々に土地を拝領して
いたものであるが、例外的に御家人のよう
な下級武士はその組織、集団で土地を一括
拝領していた。これら一括拝領していた土
地が大縄地、大縄屋敷である。大縄の「大」
はおおよそ、「縄」は測量時の長さを計る
「縄」を意味しているといわれ、大ざっぱ
な土地測量による土地の給付ということに
なる。

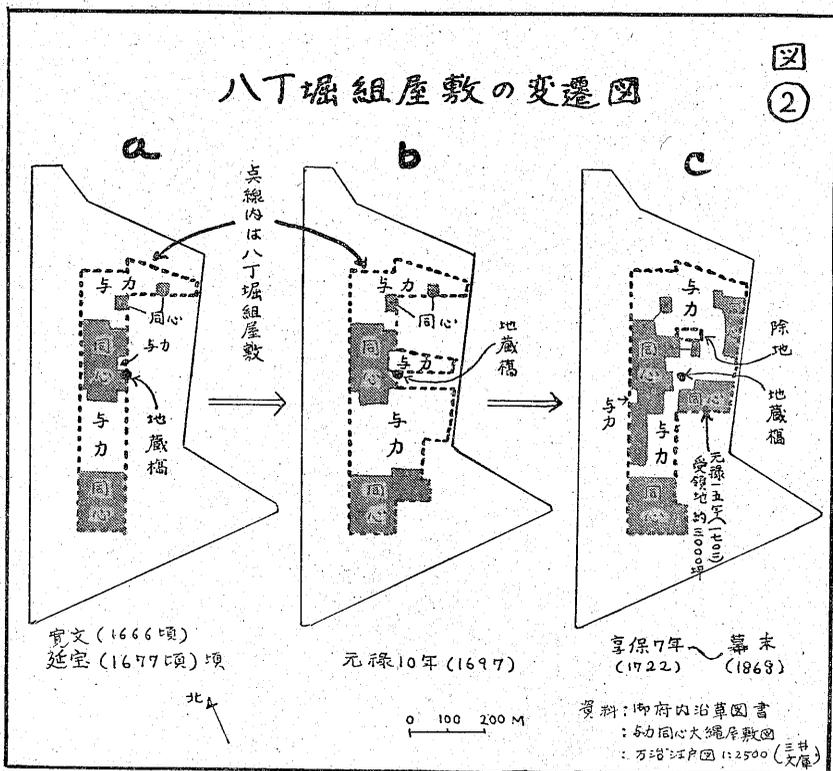
III 変遷

八丁堀組屋敷は明暦の大火（1657）前に
小規模のものがあつたようだが、図上では
っきり、その位置・範囲を知ることの出来
るようになるの明暦大火後である。その後
の江戸の発展とともに八丁堀組屋敷もまた、
面積的にも位置的にも変遷があつた。

この変遷を解りやすくするために、図②
を参照されたい。図②は八丁堀辺における
八丁堀組屋敷の時代の異つたa、b、cの3
図から構成されているが、各図のかたち
の変化と存続期間に注目されたい。

a 図の存続期間	約 30年間
b 図の存続期間	約 25年間
c 図の存続期間	約 150年間

ということになり、c図にある八丁堀組屋
敷のかたちが最も新しいかたちであるばか
りでなく、最も長期間存続したかたちとし
て、重要視するべきものである。従つて、
本図を作成する際にも、c図の八丁堀組屋
敷のかたちが採用されている。



IV 地割と分配

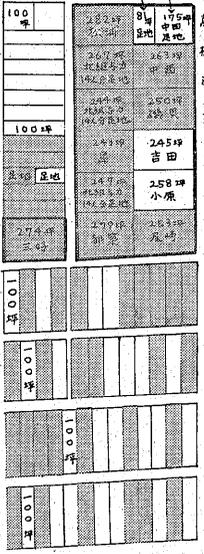
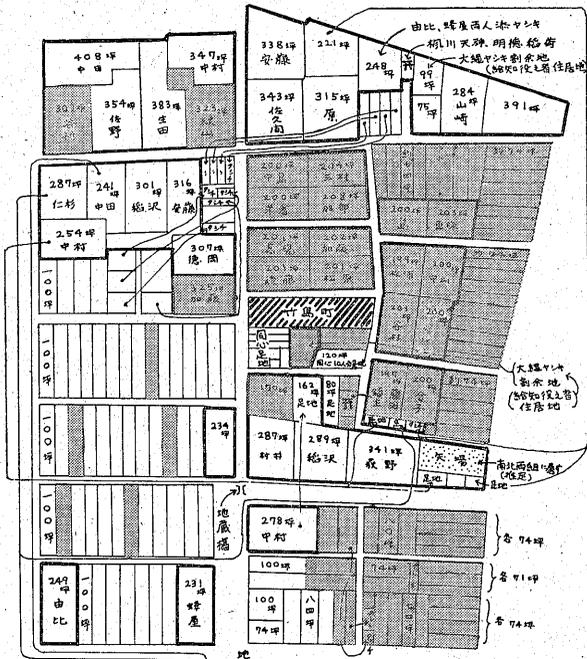
Ⅲ章で述べたように、八丁堀組屋敷は広い大繩屋敷(嘉永時、約4万坪)で、与力・同心がグループとして、幕府から一括拝領していた土地である。この一括拝領していた八丁堀組屋敷内の土地の地割(分割)と分配はやはり与力・同心に任せられていたが、その状況を説明したい。

まず、地割について述べると、図②を参照されればわかるが、八丁堀組屋敷内は与力拝領地と同心拝領地に二大別されていて、図②cの享保7年(1722)以降、その面積上の割合は大体半々である。

嘉永頃、与力拝領地は与力50人分に、同心拝領地は同心200人分に細分化の地割が行われていたのであるが、その状況は図③『八丁堀組屋敷図文政5年頃南組北組別地割』を参照されたい。

与力拝領地の地割を先に観察してみよう。図③の北部(上部)をみると、与力原、佐久間、中田(408坪)の拝領地が見出せるが、これら与力は拝領地が1ヶ所である。しかし、中田(408坪)の下に与力、仁杉ともう人の中田(241坪)が見出せるが、この2人は別なところに足地(たしち=つけ加えられた土地)を拝領している。つまり、この2人は拝領地が1ヶ所でなかったのである。

③



- 凡例
- 与力拝領屋敷
 - 南組与力
 - 北組与力
 - 同心拝領町屋敷
 - 南組同心
 - 北組同心
 - 八丁堀組屋敷の範囲外で坊主拝領町屋敷
 -

③ 足地(724) → 添地

八丁堀組屋敷図

文政5年(1822)頃
南組 北組 別地割

資料：古御組屋敷図(文化5-文政5)など
国会図書館蔵、旧幕

1981 中村利夫作図

右のような状況は与力拝領地が50人分に地割される時、必ずしも均等に50ヶ所に地割されたのではなく、約70ヶ所に複雑に地割されていたことの一部を物語っている。

同心拝領地の地割を観察すると、与力拝領地とはほぼ同面積のこの同心拝領地が、与力の数の4倍、即ち200人の多人数分に地割されたので、同心拝領地個々の面積は当然細かくなっていた。そして個々の地面の型は短冊型になっていた。(例えば間口5間、奥行20間)同心拝領地は200人で約215ヶ所に地割されていたから、その地割は与力拝領地程複雑なものではない。

地域的には地割の古さをみると、八丁堀組屋敷を南北に走っていた地蔵橋通り(幹線道路)以西の地域と、組屋敷北部の代官屋敷の通り以北の地域の地割は、ほんの一部を除き、古くからの地割で、その古さは元禄以前、明暦大火(1657)頃からのものと考えられ、幕末まで200年以上も変化なく存続したと推定される。

次に土地の分配について述べる。地割のところ、何人かの与力・同心が拝領地を複数の場所でもつなど、ある種の分配のことに触れたが、ここでは別の面からの土地の分配について触れてみたい。

与力・同心は南町奉行配下の南組与力・同心と、北町奉行配下の北組与力・同心に大別されていた。従って、八丁堀組屋敷内の土地もまた南組としての与力・同心と、北組としての与力・同心とに分配されていた。

ここで、再度図③を参照されたい。この図をみると、その南組・北組別分配状況がよく理解出来る。

特徴らしきものを述べると、

(1) 南組与力・同心は八丁堀組屋敷内、

中部西側、および北部に拝領地を多くもっていた。

(2) 一方、北組与力・同心は東部と中部よりやや南にかけて拝領地を多くもっていた。

(3) 南北両組同心は南部に入り乱れて拝領地をもっていた。

ということがいえる。

なお、この分配状況は文化5年(1808)～一幕末(1868)間、大体変化しなかったが、文化5年以前の分配状況は不明である。

次に、補足的に分配に関連して、同心の数の問題に簡単に触れてみたい。

嘉永頃の『武鑑』をみると、南町奉行支配の同心数120人、北町奉行支配の同心数120人となっていて、同心数は合計240人ということになる。

一方、本稿では本章冒頭部分で、同心拝領地は200人分に地割がなされていたと述べた。従って『武鑑』の240人に対し、40人少い計算である。

この理由は下記の通りである。同心は親子で勤めをする場合が少なかった。40人は親の同心のところに同居していたその子弟達である。つまり、240人の同心は200人分に地割された拝領地に任んでいたのである。

当時の制度では、この40人の子弟は御増人ということになっていて、普通の同心が30俵2人扶持なのに、20俵2人扶持で、収入が少なかった。

V 面積関係

八丁堀組屋敷の大体の面積は、筆者の図上測定によると約4万坪である。ただし、この測定には道路面、入堀などが含まれて

いるから、結果は粗い数字である。一方、道路面、入堀などを除外して計算したと考えられる『諸向地面取調書』（安政3年（1856）国立公文書館蔵）によると、

32,749坪となっていて、その内訳は

15,448坪(47%) 与力拝領地

17,302坪(53%) 同心拝領地

となっている。

さらに、上記資料から、八丁堀組屋敷面積の内容をわかりやすく南組・北組別の表にすると、下記ようになる。

与力関係（指数は南組北組の比較）

拝領地南北両組各25人分総面積		拝領地1人当り平均面積
南組	8,551 坪 指数 (100)	342 坪 (100)
北組	6,899 坪 (80)	275 坪 (80)

同心関係

拝領地南北両組各100人分総面積		拝領地1人当り平均面積
南組	9,382 坪 指数 (100)	94 坪弱 (100)
北組	7,919 坪 (84)	79 坪強 (84)

与力拝領地に関していえば、南組与力は北組与力に比し、約20%広い屋敷を拝領していたことがこの表からわかる。

さらに、図③および本図から、南北両組与力の各屋敷を面積本位で全般的にみても、北組与力の屋敷は南組与力屋敷に比し、見劣りしている。どうしてかかる差が生じたか、今後の研究課題であろう。

次に同心拝領地の比較であるが、上の表

によれば、南組同心1人平均拝領地は94坪弱なのに、北組同心1人平均拝領地は79坪強となっていて、南組同心は北組同心に比し、約16%広い土地を拝領したとなっている。

ところが、同心の場合、与力の場合と異なり、この表だけからの単純な観察だけでは不十分である。

では、観察を別の角度からしてみよう。

本図の中央右の「注」を見ていただきたい。その「注」には「河岸地は非拝領地で、公儀の土地であるが、その利用権は西側（左側）の拝領地に付属していた」とある。^(注1)つまり、この河岸地西側の北組拝領地は34ヶ所あり、これら34の拝領地は各平均74坪であるのに、別に河岸地各平均約30坪ずつの利用権を特に付されていたのである。

従って、右事情を勘案すると、北組同心拝領地は1人当り約5坪増加したことになり、結果として、北組同心拝領地は1人当り平均約79坪であったものが、実質的には約84坪（指数90）であったとみなされる。

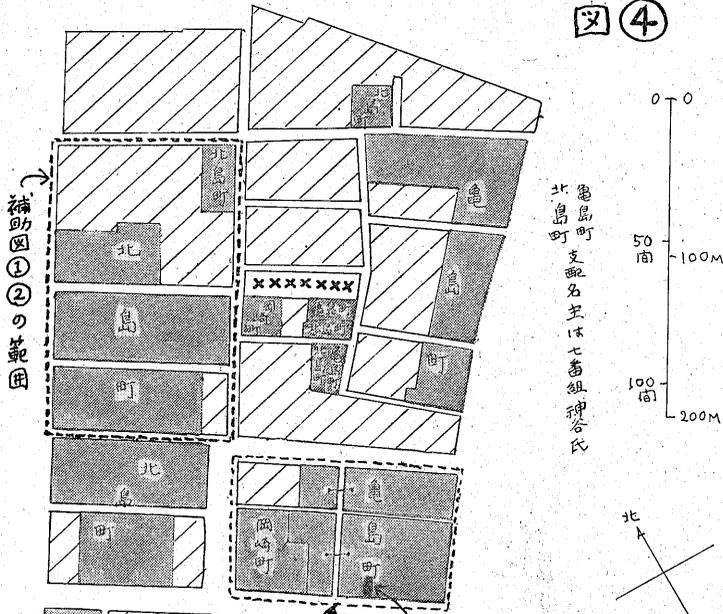
同心拝領地は南組同心が1人平均94坪で、北組同心が1人平均約84坪とすると、南北両組同心全員の1人当り平均拝領地は約90坪となる。

なお、同心は1人当り100坪の拝領地をもらっていたということが今迄の定説であったが、筆者の計算では右のように約90坪となる。

では、この差の出た大きな原因は何かというと地域差の問題である。八丁堀組屋敷南北の幹線道路たる地藏橋以西の地域は前章でも述べたように古い地割の地域である。この地域の同心の各拝領地は正しく100坪である。

しかし、地藏橋通り以东の、つまり八丁

図④

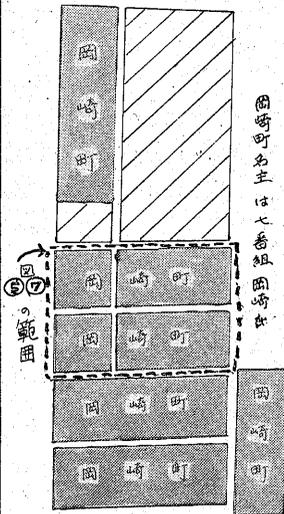


電島町
北島町
支配名主は七番組種谷氏

補助図①②の範囲

図⑥の範囲

図⑤の位置



岡崎町名主は七番組岡崎氏

図⑦の範囲

- 凡例
- 与力 拜領地 → 与力 拜領屋敷 (純然たる 武家地)
 - 同心 拜領地 → 同心 拜領屋敷 (町地と成地の 混在地 町名がある)
 - XXXXX 坊主拜領町屋敷 (八丁堀組屋敷外)

八丁堀組屋敷図

享保7年 — 幕末
(1722) (1868)

資料：御府内沿革圖書と

堀組屋敷としては新しく追加された地域の同心の各拝領地は約74坪のものが多く。

(図③参照)

この結果、同心拝領地の1人平均の坪数は100坪を下廻ったものとなった。

注

1. 河岸地 資料は国立国会図書館蔵『旧幕府引継書』(810函-32)「組屋敷」
2. 30坪の河岸地の利用権は地代の支払を伴うものであったので、拝領地なみの所有状態に換算して約15坪とした。北組同心の34人がこの拝領地なみの15坪を所有したとして、15坪を34で乗じた河岸地の総面積は510坪とみなされ、これを北組同心全員100名で除すと、約5坪となる。

VI 土地種別

八丁堀組屋敷内を2分すると、与力拝領地と同心拝領地になることは図②で明示したし、「IV 地割と分割」のところでも述べた。

それなら、この2つの拝領地を土地の種別で分けたらどうなるか。

与力拝領地は拝領屋敷と文書(『諸向地面取調書』)に出てくるし、江戸期のどの地図をみても、武家地に色分けされているので、間違いなく武家地である。

一方、同心拝領地の土地種別上の解釈は若干複雑である。同心拝領地は拝領町屋敷と文書(「諸向地面取調書」<国立国会図書館蔵『年番取扱』6分冊2>)に出てくるし、そこは町名が付けられ、名主に支配されていた。具体的にいえば、北島町、亀島町、岡崎町であり、北島町、亀島町の支配名主は7番組神谷甚七で、岡崎町の支配名主は7番組岡崎十蔵である。また当然のことながら、そこには大勢の町人が住んでいたが、しかし、武家たる同心もまた住んでいたのである。(図④参照)

要するに、町奉行管轄の町行政上からみた同心拝領町屋敷は一応全域が町地とされていたが、しかし、土地種別上からみた同心拝領町屋敷の実態は町人の住む町地と、武家たる同心の住む武家地との併存地であった。

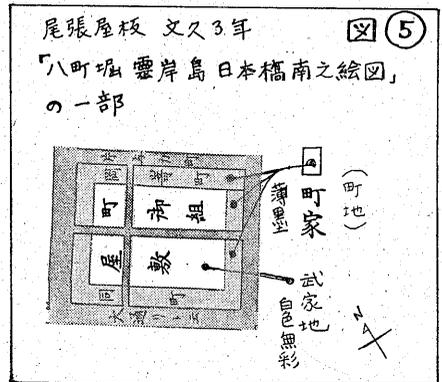
同心拝領町屋敷が、この併存地であったことは、江戸期の何枚かの地図に表現されている。そのうち、代表的なもの2枚を紹介しよう。

文久2年(1862) 約1:1,800 八丁堀細見絵図 尾張屋板

文久3年(1863) 約1:2,000 八丁堀壺岸島日本橋南之絵図 尾張屋板

特に、後者の図の一部を図⑤として転載してあるので、具体的に、この部分の表現につき説明したい。なお、図⑤の位置は八丁堀組屋敷中の南部で、同心拝領町屋敷、岡崎町の一部である。(位置関係 図④参照)

この図⑤の同心拝領町屋敷部分の表現をみると、太い道(大通り、片与力町の文字あり)に面した部分は薄墨色で、町地として表現され、岡崎町の町名が付されている。



る。一方、細い道路に面した中央部分は無彩(白色)で、武家地(同心居住地)として表現され、町御組屋敷の文字が付されている。

なお、薄墨色は町地で、無彩は武家地であるという表現は図⑤の原図の凡例をみるまでもなく、江戸時代の図の全般的表現方法であるから、この図⑤は同心拝領町屋敷が町地と武家地の併存地であることを明示しているといえる。

注 町御組屋敷 この場合の町御組屋敷の意味は住居関係からみて、町人非居住地である実質的な狭義の町御組屋敷のことで、拝領地関係からみた名目的な広義の町御組屋敷のことでないと解したい。

VII 与力・同心の人間像

さて、今迄の記述は八丁堀組屋敷の「土地」を主体に説明をしてきたが、ここでは八丁堀組屋敷の「人」を主体に説明をした。

つまり、与力・同心の住居がどんなであったかという主な目的に入る前に、少し横道にそれるようであるが、八丁堀組屋敷の主人公たる与力・同心各人の人間像に親しんでいただくために、特にこの章を設けた。

では、彼等の年齢、勤年数、収入、分掌関係はどんなものであったか。

この説明をするために、特に補助図①『嘉永6年 八丁堀組屋敷内西北部 与力・同心の年齢、勤年数、収入、分掌関係図』を作成したので参照されたい。

この図は残念ながら、八丁堀組屋敷の一部(約20%弱)の地域に関するものである。裏面の解説とともによくみていただくと、彼等の人間像も、拝領地と結びついて、親しいものとなる。

さらに、本図と補助図①とを、互に対照しながら読図されれば、両図に対する読者の理解も深まる。

次に、補助図①に関連して、補足的説明をすると、同図凡例にもあるように、図中で、人名が括弧で囲われている同心は、そこが自分の拝領町屋敷でありながら、そこには住まなかった、やや変則的の住居方法をしていた者たちである。このことについては後の章「IX 同心の住居」で述べる。

VIII 与力の住居

本図をみていただきたい。全般的に与力は自分の拝領屋敷内を誰かに貸して(点線仕切り区域)、その数は2~3軒から、多いものは4~5軒に貸している例も見出せる。

では、その貸していた相手は誰か。八丁堀七不思議の1つに「儒者、医者、犬の糞」というのがある。これは八丁堀辺に、儒者や医者が他地域に比較して多くいたということである。実はこの儒者、医者や同心、検校、勾当、手跡指南(書道)、画師などが相手であった。

具体的に資料を紹介しよう。国立国会図書館蔵『旧幕府引継書』(810函)「70冊物類集」8のうち、嘉永7年7月1日の記録に、

(地借人とその職業)	(地貸人と力)	
小松原担蔵	浪人儒者	東条八太夫
伊藤竹次郎	浪人手跡指南	原善右衛門
高橋金五郎	浪人手跡指南	由比義三郎
藤堂凌雲	浪人画師	中田孫三郎

とある。

貸していた相手の職業は武家地にふさわ

しい者たちであったし、この記録にも相手が「劍柔槍儒等之業体の者」と記されている。

さて、前の「V 面積関係」のところでも述べたように、南組与力拝領屋敷は1人平均342坪で、北組与力拝領屋敷は1人平均275坪であったが、南北両組与力拝領屋敷を平均すると1人当り308坪で、約300坪ということになる。

それでは、この与力拝領屋敷300坪のうち、何坪くらいを貸し、差引何坪くらいが実質的与力の屋敷、即ち住居部分であったのであろうか。

右の間に答えられる資料がなかなかない。ところが、偶然、三井文庫で与力仁杉八右衛門（八丁堀組屋敷西北部に住む）の屋敷図らしきものを見つけた。補助図②中の「与力仁杉拝領屋敷内訳」を参照されたい。

この図などから、仁杉の屋敷規模を想定すると、拝領屋敷287坪中、115坪を4軒に貸したので、実質的屋敷面積は172坪であった。屋敷内建坪は約90坪で、2階部分も入れた延坪となると、100坪を超えている。

なお、この想定した約300坪の仁杉の屋敷の規模・形態は一般与力屋敷の規模・形態の例外的なものではないと思うのである。

ただし、仁杉の拝領屋敷は外に足地があり、合計すると拝領地は約380坪であり、平均より多いが、住んでいた部分の拝領屋敷は約300坪であるから、この屋敷だけに限定した規模の方が一般与力屋敷のモデルケースになり得るものである。

注 屋敷図 この図名は「八丁堀北島町平面図」というもので、仁杉の名はないが土地のかたち、建物入口位置、建物全般から、仁杉の屋敷図ではないかと思うのである。図の時代は明治6年頃と推定され、縮尺は

約75分の1である。なお明治6年の『東京地主細見』（三井文庫蔵）では旧仁杉八右衛門の土地、北島町1丁目44番地は、土族仁杉英の所有である。

IX 同心の住居

「VI 土地種別」で述べたように、同心の拝領町屋敷は町人の住む町地と、武家である同心の住む武家地との併存地であったが、それではその併存の状況はどんなであったか。本章ではこのことを具体的同心の住居とともに追求してみる。

まず、1つの資料を紹介したい。国立国会図書館蔵『年番取扱』6分冊2、天保9年（1838）11月の記事に、

「11月9日晝、御組屋敷内より出火、居宅并に貸長屋類焼致候名前〔A B印、筆者〕
B貸長屋残らず類焼 田辺平左衛門
（此方御用人地内住居）

A居宅貸長屋足地長屋共残らず類焼

桜井八十右衛門

A居宅貸長屋共残らず類焼 吉野勝十郎

A居宅貸長屋共残らず類焼 早川斧一郎

B貸長屋残らず類焼 金田惣太夫

（此方御組与力足地住居）

A足地貸長屋類焼 村田喜惣次

B貸長屋三軒類焼 尾上惣一郎

（此方与力 島佐太郎地面内住居）

A居宅貸長屋六軒類焼 残り有

高部左太夫

A居宅貸長屋一軒類焼 残り有 高部長蔵

A居宅貸長屋三軒類焼 残り有

内藤清左衛門

B貸長屋拾軒類焼 残り有 出口壱太夫

（此方与力 安藤源左衛門添地内住居）」

とある。（図⑥参照、位置関係図④参照）

同心役格

年寄同心 物書同心 添物書同心 若同心〔平同心〕 見習
(35俵2人扶持) (33俵2人扶持) (31俵2人扶持) (30俵2人扶持) (3両)

与力、同心分掌関係解説

●庶務関係

年番方 {年番(与力) 年番下役(同心) 年番書物方(同心)} 町奉行所ならびに八丁堀組屋敷内の全般的取締をなし、その取締の範囲は金銭関係から同心の任免のことまでにおよび、広範かつ重要なものであった。従って諸掛中最も重要視されていた。

赦帳撰要方：撰要方とは町奉行所で扱った事務のうち、必要なものを撰んで記録を編纂し、事ある時、それによって先例を調査する。赦帳掛とは徳川家仏事のある時、恩赦が行われるが、その時その取調べに当る。なお、撰要と赦帳は兼帯で、さらに沽券人別（戸籍簿）のことも兼掌した。

用部屋手附：町奉行配下の用人に属し、この用人の差図のもとに刑事断案の調査起稿を掌った。

御出座御帳掛：（評定所御出座御帳掛）評定所へ老中が出座する日における事件名簿の調製に当った。

南組姓名掛：南組与力、同心の人名簿編纂をした。

定触役：臨時に出役する事件のあるとき、その出役する同心の担当者の触当をした。

鉄砲稽古世話役：組屋敷内にあった鉄砲角場の世話役と考えられ、砲術の指導をした。

当番方：町奉行所（御番所）へ泊番などして、そこの裁判関係の事務的なことを手伝い、時には外部へ使として出役した。この掛にたずさわった同心の数は最も多いものと推定されるが、掛りとしてはあまり重要でない雑務的なものであったようだ。なお与力数人もこの掛にたずさわった。

●裁判、刑事、警察関係

吟味方（詮議方）：民事、刑事の裁判を担当した。与力、同心の諸掛中、年番に次ぎ、重要な掛と考えられ、年番が総務的、庶務的なものとなれば、吟味方は町奉行所内で最も実務的代表的な掛と考えられる。なおこの掛にたずさわるもの南組で与力7名同心13名と多く、一般行政の掛の一つとして考えられていた市中取締諸色調掛と兼掌する者も多かった。

例線方：町奉行の指揮を受け、刑律の先例を取調べた。

風烈廻昼夜廻：強風時に放火犯のないよう見廻り、巡視の途中防火桶に水の不足のものあれば、その注意をした。

隠密廻：町奉行に直属した秘密探偵の役で、大変権威があったといわれている。

定廻：（定町廻）市中巡廻し、法令の施行状態の視察、市中風聞の聴取、犯罪人の逮捕などをした。

臨時廻：（臨時見廻）定廻のような定まった道順を廻らず、臨時に各方面に出かけ、主として犯罪人逮捕に当った。隠密廻、定廻、臨時廻を総称して「三廻り」という。

下馬廻：諸大名登城の日など、大手門そのほかの門の下馬所が大変混雑するので、その取締をした。

門前廻：大老、老中、若年寄の毎月の面会日はそれぞれの門前が混雑するので、その取締をした。

●一般行政関係

市中取締諸色調掛：経済方面や出版・風俗など市中の取締に当った。この掛りの人数は当番方を除くと、吟味方に次いで多く、南組で与力5名同心12名であった。従って人数の点よりみれば、一般行政関係中で最も重要な掛であったように考えられる。ただしこの掛のメンバーは年番方、吟味方のものが兼掌していた。

諸問屋組合再興掛：嘉永4年（1851）諸問屋組合再興に当って、その調査をした。

本所方：（本所見廻）本所、深川の諸般の事務（上水、下水、定浚、橋普請、道路見廻）にたずさわった。享保4年（1719）本所奉行所廃止にともない設けられた掛である。

定橋掛：幕府費用で維持する橋の修復や新規掛替に関する事務監督をした。

高積見廻：防火のため炭薪材木を積んでおく場所（主として河岸）と、その高さが制限されていたが、この制限に違反しないよう関係地を見廻った。

町火消人足役：（人足役）市中出火の時、町火消の防火活動とその進退を指揮した。

火事場供引纏役：（引纏役）大火で町奉行出馬の時、随行して諸般の仕事をした。

●支配監督関係

養生所見廻：江戸の西北部の貧乏人施療所たる小石川養生所の事務監督をした。

牢屋見廻：小伝馬町の因獄の事務監督をした。

町会所掛：向柳原にあった町会所の事務を勘定奉行関係者と立会で監督した。

猿屋町会所見廻：浅草猿屋町にあった札差のための金子貸付機関たる猿屋町会所の事務（勘定奉行関係者が執行）を監督した。

古銅吹所見廻：本所横川町にあった古銅吹所（江戸中の古銅を集めて吹きなおすところ）の見廻監督。ただし事務はやはり勘定奉行関係者がして、その監督をしたといわれている。

人足寄場掛：石川島にあった無宿人たちの職業訓練所たる人足寄場の監督をした。

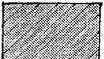
御肴青物掛：將軍家御用として江戸城に納める魚青物の購入についての監督をした。

④ 分掌関係を四つに大分類したが、これは鷹見氏の説に従った。

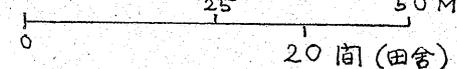
資料：東京史話（鷹見安二郎）佐久間、江戸町奉行事蹟問答解説（南和男）

補助圖② (位置關係本圖參照)

嘉永6年八丁堀組屋敷内西北部 与力、同心住居關係想定圖

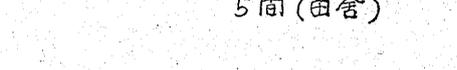
- 凡例
-  与力、同心住居部分
 -  与力住居内建物部分
 -  各拜領地内の利用地境
 -  同心住居入口

西北部(地域圖) 縮尺



20間(田舎)

与力仁杉同心大久保、中山圖縮尺

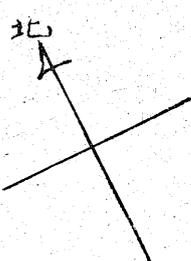
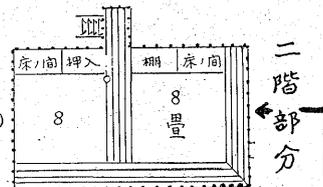


資料: 八丁堀北島町通平面圖、三井文庫藏 建1328-12

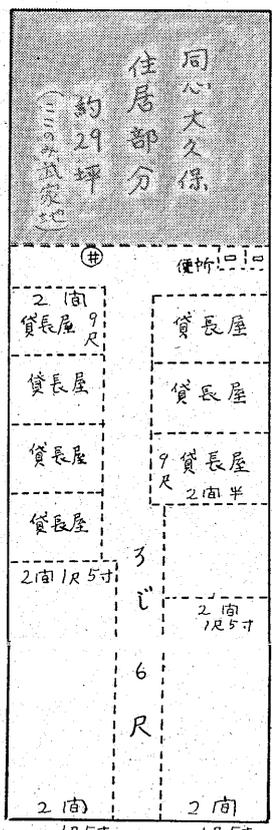
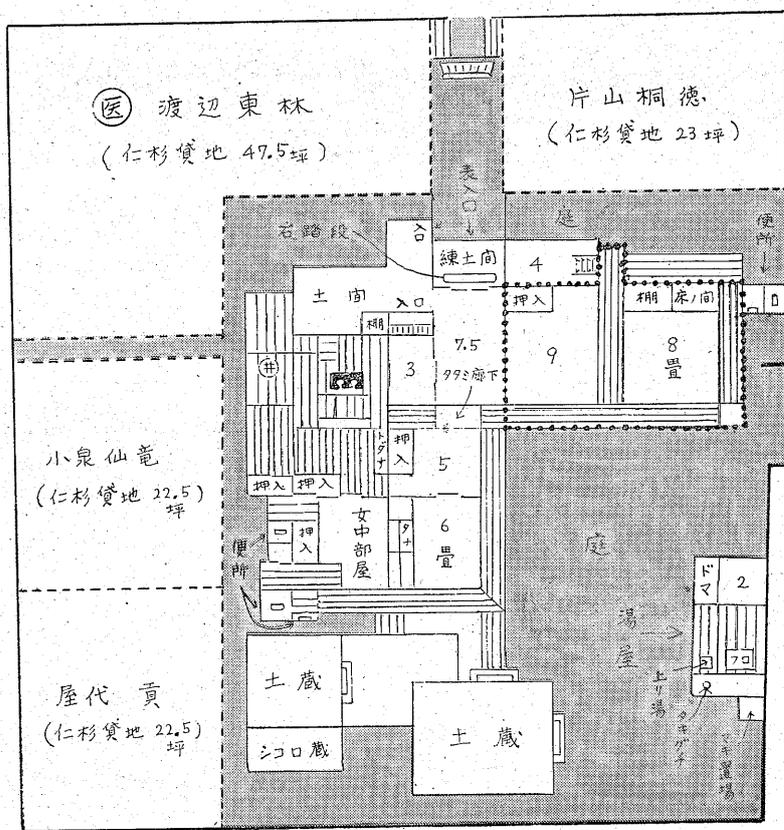
与力仁杉拜領屋敷内記 (287坪)

{ 実質的屋敷 172坪 → 屋敷内建物敷地面積約90坪
 貸地 115坪 }

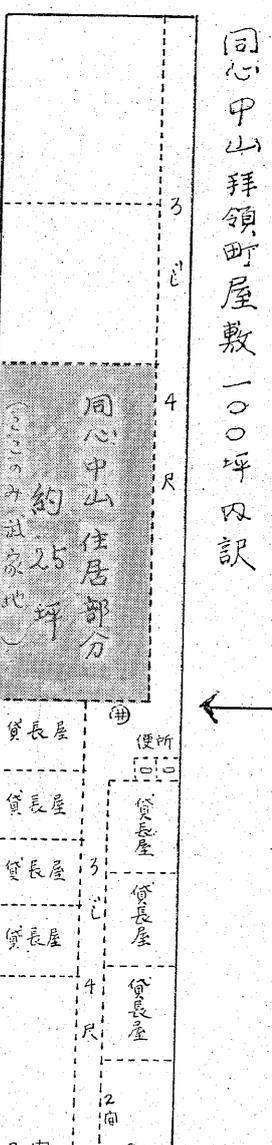
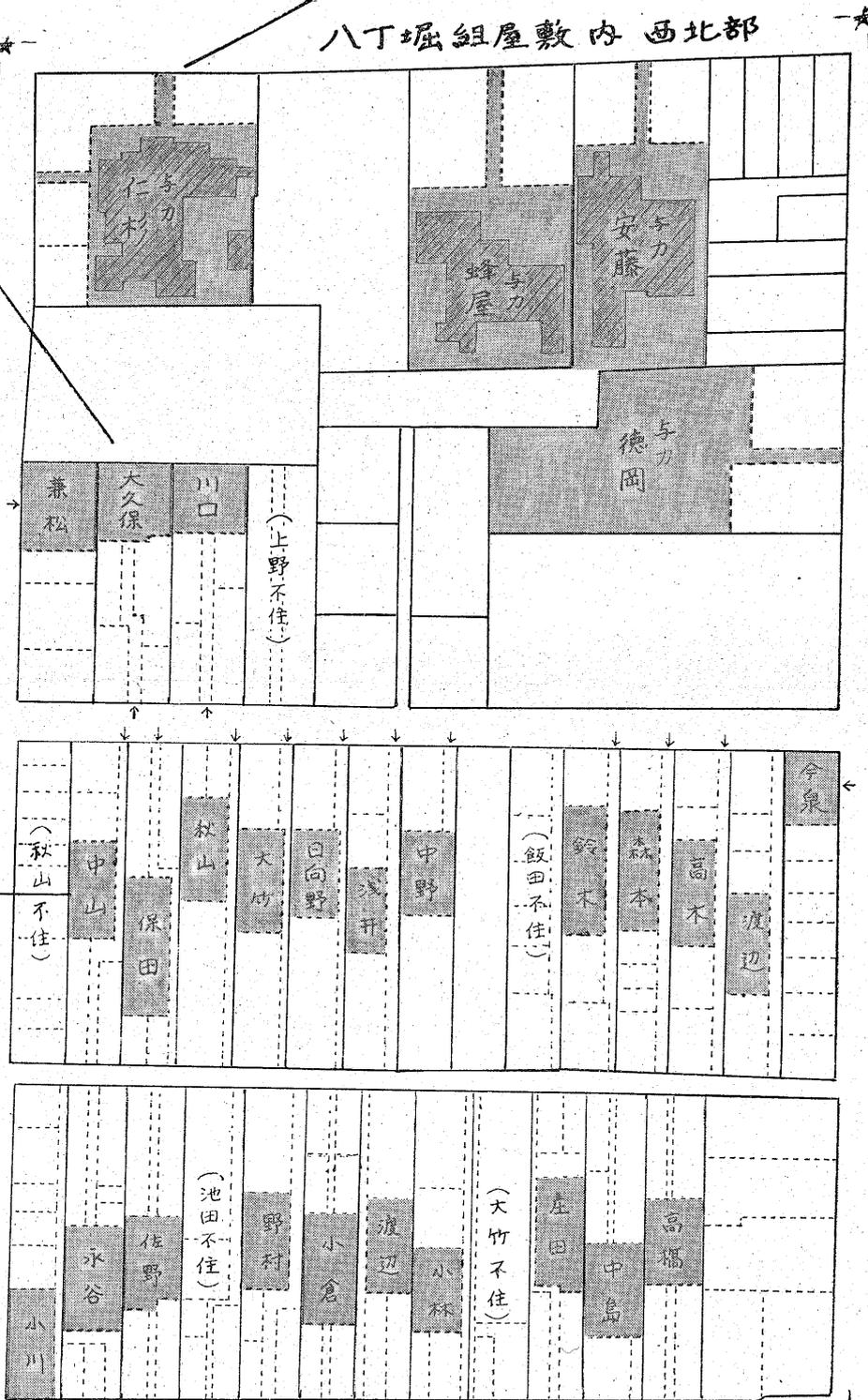
 母屋 62.52坪
 (二階部分) 17.55坪
 土蔵圍場 20.45坪
 湯屋 4.9坪



資料: 裏面參照



同心大久保拜領町屋敷一〇〇坪内記



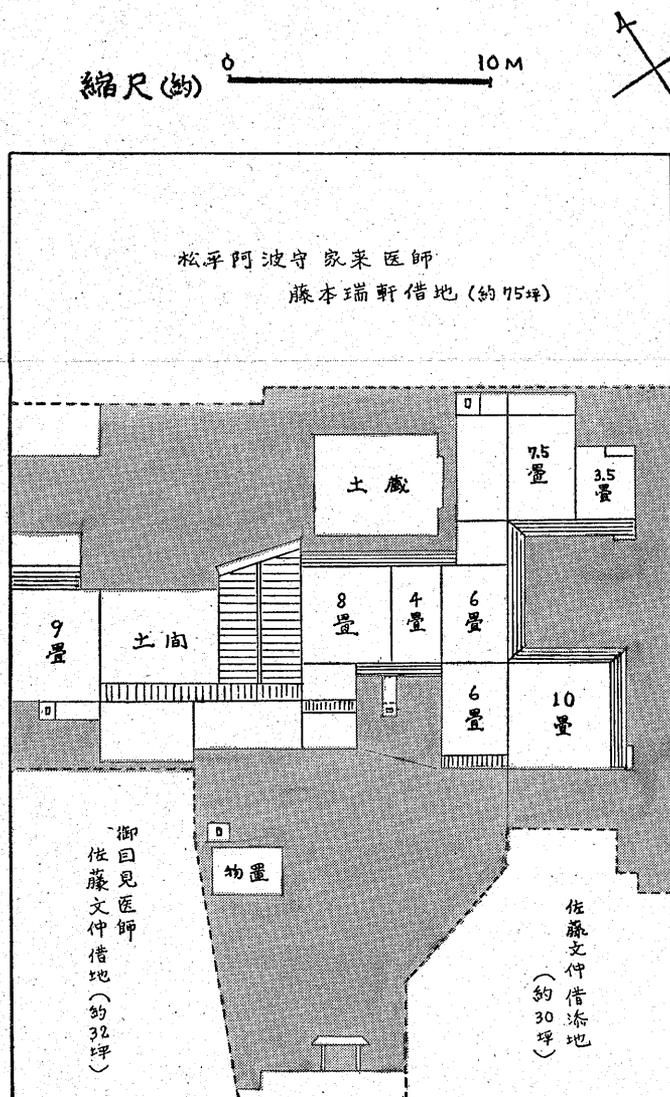
同心中山拜領町屋敷一〇〇坪内記

嘉永6年八丁堀組屋敷内西北部与力、同心住居関係想定図資料

◎印はなかでも主要な資料

◎文化5～文政5	約 1: 500	古御組屋敷絵図 (国会図書館蔵、旧幕) 手書
弘化2	約 1: 1800	楓川鑑之渡古跡考図 (講談社復刻有)
◎嘉永7	約 1: 1800	本八丁堀辺之絵図 近吾堂 (東京堂復刻有)
◎文久2	約 1: 1800	八丁堀細見絵図 尾張屋 (")
◎明治6頃 (推)	約 1: 80	八丁堀北島町通平面図 (三井文庫蔵、追 1328-12) 手書 [与力仁杉屋敷想定図]
明治11	1: 2400	改正東京全図 日本橋区京橋区西川光通
明治19	1: 5000	内務省東京五千分之一地図
◎明治20	1: 5000	陸軍省東京五千分之一地図
明治20頃	1: 600	明治期公図 (都財務局用地課境界確定係蔵) 手書
大正1	約 1: 1000	東京市区調査会地籍地図 (三康図書館、三井文庫蔵)
◎大正14頃	1: 600	震災前後図 (仮称) (都財務局用地課境界確定係蔵)
大正15～昭和3	1: 1200	東京土地区画整理換地位置決定番地図 (三康図書館蔵)
嘉永6		南北姓名帳 (国会図書館蔵、旧幕 809-54) 手書

追記 (本文18頁) 与力 谷村猪十郎屋敷図



資料: 天保撰要類集128 谷村猪十郎嗣所関係記事 (国会図書館815-1)

原図縮尺: 約1:200

時代: 天保8年 (1873) 3月

位置: 八丁堀組屋敷西北部 図◎参照

屋敷内訳: 拝領屋敷面積 320坪

実質的屋敷 約165坪

(内、建坪 約75坪)

貸地 約137坪

嘉永元年八丁堀組屋敷内、地蔵橋南龜島町

同心高部安次郎 拜領町屋敷約74坪

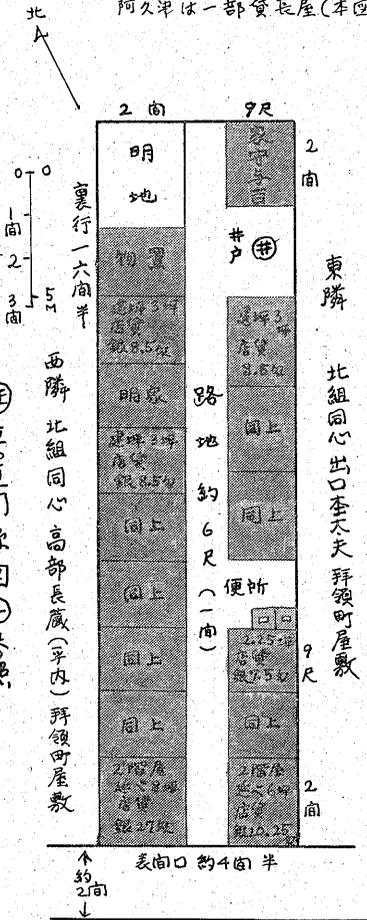
貸長屋明細図 (収入関係、居住户数割合などを付す)

⑧

① 本拜領町屋敷は嘉永6年阿久津量平のものとなっているが、
阿久津は高部と異り、本拜領町屋敷内に住んだ。

阿久津は一部貸長屋(本図上の)を改築して自分の住居にしたと考えられる。

④ 位置関係図(参照)



① 収入関係(1ヶ月単位)

二階屋延べ坪八坪	一戸	(一戸当り店賃)	銀二七・五匁
同右 同右 六坪	一戸		銀二〇・二五匁
同右 三坪	九戸		銀七六・五匁
同右 二・二五坪	二戸		銀一三五・七五匁
合計			銀一三七・七五匁

ただし、厄介者一戸あり、その分銀八・五匁差引
右を金に換算 約金二兩強

② 支出関係、家守与吉の給金は租収入の約一割推。その他の支出(町目七分横貸)と不詳

③ 貸長屋築建築費、金六〇兩 甚左五内町弥吉、店大工取、幸吉請買

④ 居住户数割合 約七四坪に一四戸居住、従って一〇〇坪当り約一九戸の居住割合となる。

資料：与力同心(国会図書館旧幕810-31手書) 1980年 編集：中村静夫

この11人をB型A型別の割合でみると、

B型 4人 27.3%

A型 7人 72.7%

ということになる。

同心拝領地 200人分の同心拝領町屋敷全般をみても、

B型 約60人 約30%

A型 約140人 約70%である。(図⑦、本図参照)

それではB型同心の各拝領町屋敷の具体的な形態はどんなであったか。

右の間に答えられるよい資料として図⑧があるので参照されたい。約60人いたB型同心の各拝領町屋敷の形態は図⑧にみるような貸長屋を主体としたものが大半であった。

では、B型の同心の別住居先はどこか。与力拝領屋敷が大半であったが、なかには同格の同心拝領町屋敷に住んでいたものも例外的に見出せる。(図⑨参照)

次に、住居関係からみて、大勢(約70%)を占めるA型同心の各拝領町屋敷の具体的な形態、つまり、武家である同心と町人の住居が併存(武家地と町地の併存)していた具体的な形態はどんなであったか。

最も意味のある右の間に対し、残念ながら答えられるよい資料が見出せない。

次善のものとして、想定図であるが補助図②を作成したのでこれを参照されたい。

筆者の想定しているA型同心の1つの拝領町屋敷(話をわかりやすくするため約100坪)のモデルケースを紹介してみよう。100坪のうち同心は奥まったところの約30坪を自分の住居分とし、その余りの約70坪を町人に貸していた。この70坪のうちに貸長屋(9尺2間が主体)約7戸分を建て、表に面したところを商人1~2戸に貸していた。(補助図②のうち、拡大図の同心大久保、同心中山の拝領町屋敷図を参照されるときともに、「XI 戸数関係」のうち同心関係記述をも参照されたい。)

因に、吉田東伍は『大日本地名辞書』の八丁堀のところで、与力・同心の居宅地につき、「与力の居宅地は大抵250坪にて、表に門を構えて厳然たりしが、同心向は凡100坪余にて、多くは表地面を商人に貸与し、自家は其の奥に居住せりという。」との記述をしている。

さて、同心拝領町屋敷に関し、以上述べたことを要約し、再度わかりやすくその面積を分類し、パーセントで示すと下記のような表が出来る。

さらに、八丁堀組屋敷全域を武家地・町地別に想定して作成したのが図⑩『八丁堀組屋敷内土地種別図』である。

図⑩からも理解出来るように、同心拝領町屋敷中の、同心住居部分たる武家地と町人住居部たる町地は併存というより、混在

同心拝領町屋敷 100%	A型同心拝領町屋敷 (武家地・町地の併存地)	同心住居部分 → $70\% \times 30\% = \text{約} 20\%$	武家地約20%
	B型同心拝領町屋敷30% (同心不住の町地)	町人住居部分 → $70\% \times 70\% = \text{約} 50\%$	町地約80%
(面積関係)			

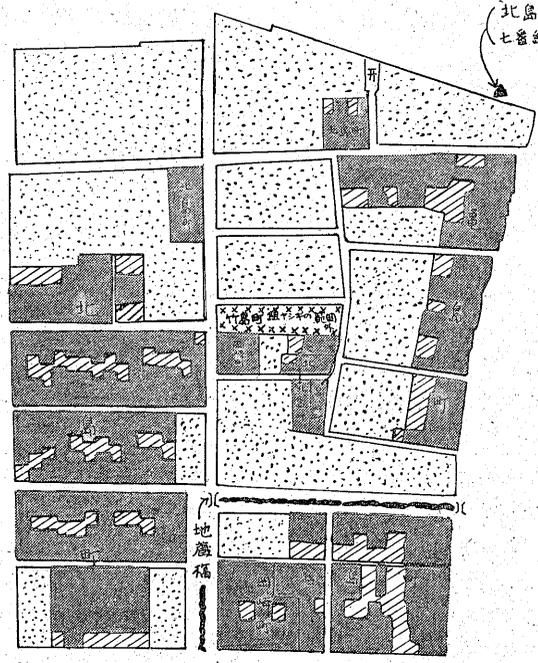
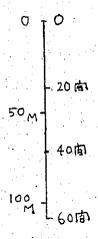
北島町、龜島町支配
七番組名主 神谷基七住居

10

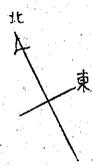
八丁堀組屋敷内土地種別図

嘉永6年頃

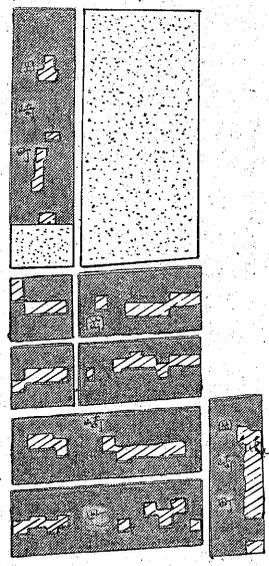
縮尺



地蔵橋



昭和十五年 編集 中村静夫



町地 武家地 凡例

町人居住地
同心拜領町屋敷中の同心住居部分
同心住居部分は同心の専らである。
同心の住居部分位置面積は想定的要素と
合点する

岡崎町支配
七番組草創名主
岡崎十蔵住居位置

して、少面積の武家地が点在していたといった方が実態に近い表現ではないかと思われるのである。

追記 本稿を書きおえてから、与力谷村の屋敷図が発見された。これを補助図②の裏面に掲載したので参照されたい。

X 拝領町屋敷内の町人

「IX 同心の住居」のところでは推定したように、同心拝領町屋敷の約80%の面積は町人の住んでいたところである。そこに住む住民の大半は同心の建てていた貸長屋に住んでいた人達である。

さて、貸長屋に住む人が大半であるとはいえ、吉田東伍も指摘しているように、同心は表通りに面していた地面を商人に賃貸していたから、商人も相当数住んでいたことになる。その数多くの商店の中には、ひとかどの商店も存在した。例えば、嘉永7年(1854)御台場を作るために御用金を上納させられていた者、3人の記録が残っている。その3人の名と上納金を記すと、

亀島町	美濃屋富蔵	米問屋	130両
北島町	上総屋新兵衛	質・両替	50両
岡崎町	伊勢屋太郎兵衛	質・両替	50両

の如くである。これら3軒の商店は江戸中で、中規模の下ぐらいにランクされる商店であった。また、亀島町の河岸地沿いには20軒以上の多くの米問屋があったことで有名であった。

なお、拝領町屋敷の中で、角地のものは道路に面している部分が多かったので、その利用方法は貸長屋賃貸でなく、商人などに賃貸されていた如くである。

玉円寺は拝領町屋敷中にあった例外的な

存在であって、八丁堀組屋敷南部角地にあり、南組同心大竹源蔵の拝領地中にあった。この玉円寺は八丁堀の七不思議の1つ「寺あって墓なし」の寺で、墓は浅草方面に別にあった。

注 「用金上納帳」『旧幕府引継書』(806函)

XI 戸数関係

与力・同心の住居関係の締めくくりに、試論として各与力拝領屋敷約300坪当り、また各同心拝領町屋敷約100坪(正確にいうと約90坪であるが、ここでは計算のしやすさから100坪を採用)当り、何戸ぐらい住んでいたかに触れてみたい。

今までの記述においても、推定的要素が加わっており、図においても、想定的要素が加わっていたが、この戸数関係の記述は一層推定的要素が加わることをご承知おき願いたい。なぜ推定的になるか。その理由は申すまでもなく、八丁堀組屋敷内戸数関係の江戸期の資料がないことによる。従って次善の策として、2次の資料、明治6年『東京府志料』(戸数資料5年)にある統計を利用せざるを得ない。

ここで、江戸期の戸数を知るために『東京府志料』がどのぐらいたの資料的価値があるかが問題となる。この問題を詳しく検討すると、相当な紙数が必要であり、ここでは簡単に八丁堀辺の東北方と西方にあった町の具体的な江戸期の資料から、その価値を推し量ってみたい。

右上表の2地域4町の選定はこの2地域の町々が(1)八丁堀辺に比較的近い(2)江戸期と明治初期間が同一面積で対照しやすいことによる。

文政11 (1828) 『文政町方書上』 (注1) 本所相生町1丁目 124 戸 指数 (100)	明治5 (1872) 『東京府志料』 117 戸 指数 (94)
天保14 (1843) 『撰要永久録公用留36』 南伝馬町1丁目 171 戸 (100)	明治5 (1872) 『東京府志料』 171 戸 (100)
(注2) 南伝馬町2丁目 174 戸 (100)	155 戸 (89)
(注3) 松川町1, 2丁目 91 戸 (100)	88 戸 (96)

表 I

旧与力拝領屋敷 (明治6年町名) (300坪当り戸数)	
北島町1丁目関係	約 3.5
〃 2 〃	約 5.
岡崎町1丁目関係	約 3.7
亀島町1 〃	約 3.6
〃 2 〃	約 3.
(5ヶ所平均約 3.8)	
旧同心拝領町屋敷 (明治6年町名) (100坪当り戸数)	
北島町1丁目関係	約 10
〃 2 〃	約 10
岡崎町1 〃	約 9.2
〃 2 〃	約 8.9
亀島町1 〃	約 8.8
〃 2 〃	約 8.4
(6ヶ所平均約 9.2)	

表 II

上記4例だけでは不充分であるが、一応、八丁堀辺の近辺に於ける『東京府志料』掲載の戸数は文政・天保の江戸期のものと大差ないものである。江戸期の戸数を指数で100とすれば、4つの町々の明治5年の平均指数は約95となる。つまり、文政・天保の戸数に対し、明治5年の『東京府志料』の戸数は約5%減となっているだけであるから、江戸期の姿を相当に反映させた数字であるといえよう。^(注4)

そこで、『東京府志料』八丁堀辺戸数に関する統計を図化すると、

『明治5年八丁堀辺戸数図 其ノ一』が出来る。(図④参照)

さらに、この図を江戸期の旧与力拝領屋敷と旧同心拝領町屋敷別に編集し^(注5)なおすと、『明治5年八丁堀辺戸数図 其ノ二』(21頁)が出来る。『其ノ二』の結果を分りやすく表にすると表IIのようになる。

なお、表II計算の資料となった明治5年

の『東京府志料』の戸数は文政11 (1824)、天保14 (1843) の資料のものに比し、約5%減少したものであったから、これを勘案すると、

与力拝領屋敷 300坪当り約 3.8戸
(100坪当り約 1.3戸)

同心拝領町屋敷 100坪当り約 9.6戸
という戸数割合が、文政から幕末へかけての八丁堀組屋敷内、与力拝領屋敷、同心拝領町屋敷の戸数割合の実態に近いものではないかと思うのである。但し、与力拝領屋敷の戸数割合については、図④其ノ二の図上にある、江戸期の実数をそのまま生かした。

さて、同心と多くの町人が住んでいた同心拝領町屋敷と、武家だけが住んでいた与力拝領屋敷のそれぞれの戸数割合を比較すると、同心拝領町屋敷の戸数割合は極めて高いが、事実そのようであったと思われる。因に、近吾堂『日本橋南、京橋、八丁堀、靈岸島辺絵図 嘉永7年』図内に書き

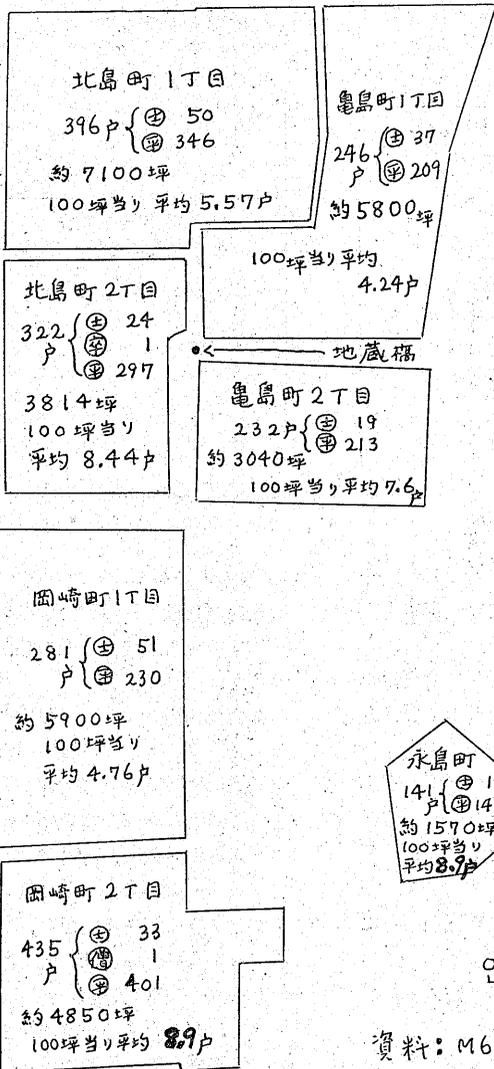
⑪

明治5年

(貝丁堀組屋敷中心)

戸数

其ノ一

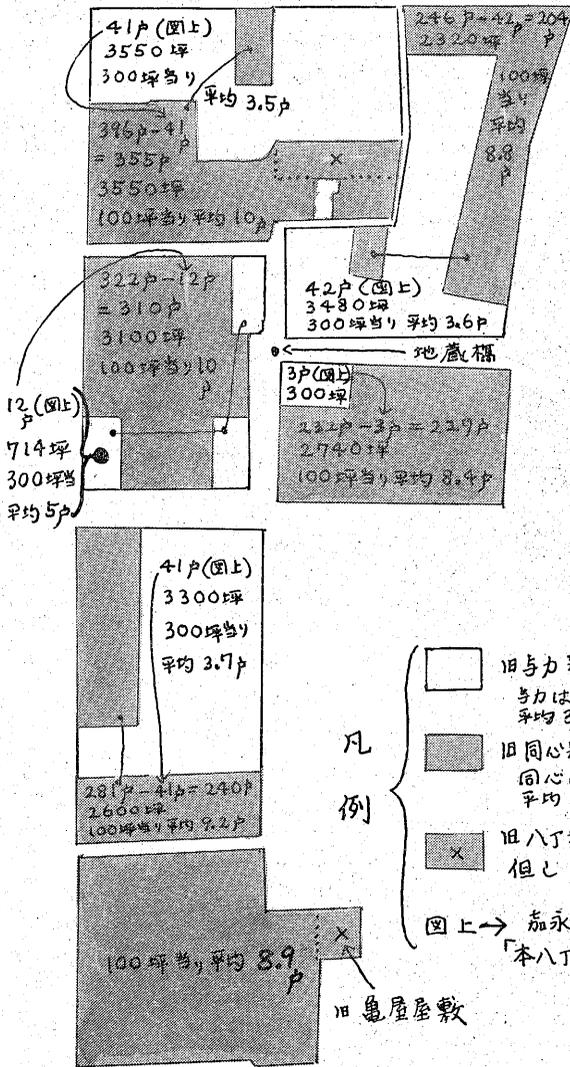


資料：M6 東京府志料

11

明治5年八丁堀辺戸数圖

其ノ二(其ノ一より編成)



入れがあるが、この書き入れは八丁堀辺以外のことには触れず、特に八丁堀辺についてのみの注意書きがあり、

「此図八丁堀辺は家居殊に繁く書尽しがたし……」
とあるが如くである。

八丁堀辺の中央部に位置していた八丁堀組屋敷中の同心拝領町屋敷部分（北島町、岡崎町、亀島町）はこの「家居殊に繁く」の概念に入る地域であったのである。

このことに関して、特に図⑩を作成したので参照されたい。この図を参照することによって、旧八丁堀組屋敷を含めた八丁堀辺の戸数割合が、いかに江戸期に高かったか推定出来る。

ひるがえってみて、江戸期八丁堀辺の特色の第一はそこに八丁堀組屋敷が存在していたことであった。第二はその戸数割合が八丁堀組屋敷も含めて高かったことである。

ここで、嘉永頃の八丁堀組屋敷内戸数そのものを試算したので、それを紹介したい。
(注6)

与力拝領屋敷 (15,448坪)		
与力	約	50戸
同心	約	60戸
医師 検校 儒者 勾当 手跡指 南(書道) など)	約	96戸
	小計	約 206戸
同心拝領町屋敷 (17,302坪)		
同心	約	140戸
町人	約	1,520戸
	小計	約 1,660戸
八丁堀組屋敷	合計	約 1,866戸

なお、重ねていうが、八丁堀組屋敷内、同心拝領町屋敷部分での、武家たる同心と町人とが混在していた居住形態は、江戸でも特殊な居住形態であった。

注

- 1 本所相生町1丁目 現在の墨田区両国2丁目の一部
- 2 南伝馬町1, 2丁目 現在の中央区京橋1, 2丁目の一部
- 3 松川町1, 2丁目 現在の中央区京橋2丁目、宝町2丁目の一部
- 4 『東京府志料』掲載の明治5年の戸数は、相川町1丁目のほかいくつかの町において、文政期のものとの比較を試みると、一般的に若干少い場合が多かった。
- 5 旧与力拝領屋敷関係戸数算出は『嘉永7年 本八丁堀辺之絵図近吾堂』からの読図による。
- 6 計算方法。与力拝領屋敷は注5参照。一方、同心拝領町屋敷の方は17,302坪を100坪で除し、それに100戸当りの戸数9.6を乗ずると1,660戸となる。1,660戸よりA型同心約140戸を差引くと、1,520戸の町人戸数が得られる。

XII 明治以降の変貌

明治以降、現在まで、旧八丁堀組屋敷は如何に変化したかを理解していただくために、特に図⑬を制作したので参照されたい。

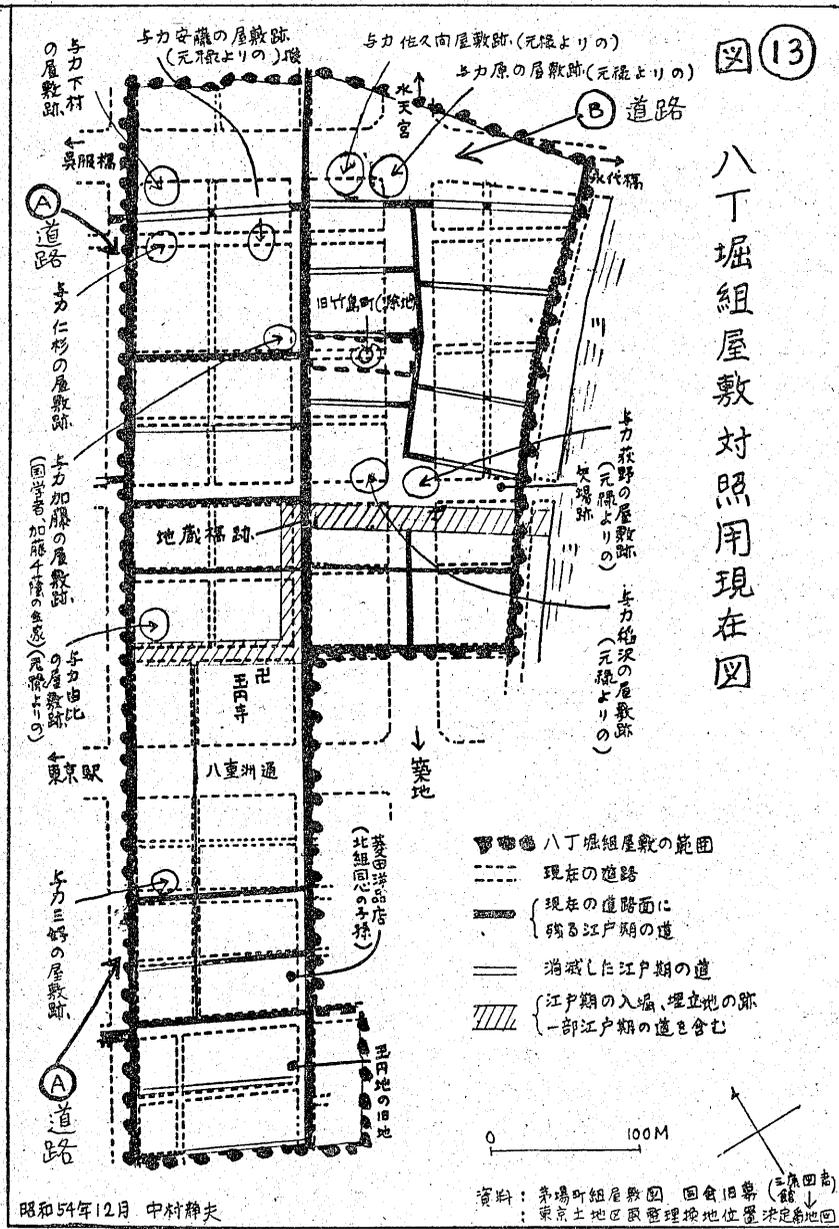
まず、明治10年頃までに、旧八丁堀組屋敷西辺の道路約3間幅のものが、西方へ約4間一方的に拡幅され、約7間の道路(④道路)となった。しかし、この変化は直接、旧八丁堀組屋敷へ変化を与えたものではなかった。直接、変化を与えた第一弾は明治30年頃の市区改正によるものである。呉服橋方面から、東へ走る拡幅道路が、八丁堀辺北部の新設道路(⑤道路)として出現し、旧八丁堀組屋敷北部は分断された。

この変化によって、少くとも元祿から続いていたと推定される与力、原および、佐久間の屋敷が消えてなくなってしまった。

第二弾は大正12年の震災後の区画整理であった。第二弾は第一弾よりも遙かに強力

図 13

八丁堀組屋敷対照用現在図



昭和54年12月 中村静夫

なもので、旧八丁堀組屋敷は大きな変貌をとげた。

第一弾を指数10で表わすとしよう。第二弾は指数で表わすとその10倍の100という大幅なものであった。強力な第二弾は旧八丁堀組屋敷全域に及ぶもので、その道路、地割関係に大変革を加えた。

これら2回にわたる変革の結果、図⑬にみるような姿になり、現在に至るのである。

なお、ここで旧与力、旧同心の子孫と、明治以降の旧八丁堀組屋敷とのかかわりあいを紹介したい。

明治9年の記録『地主名鑑』（三井文庫蔵）をみると、旧八丁堀組屋敷中の拝領屋敷及び拝領町屋敷は旧与力、旧同心の約6割の人達によって、その所有権が維持されていた。

ただし、旧拝領地に住んでいた旧与力、旧同心は約4割で、その余の約2割は所有権は持っていても旧八丁堀組屋敷外に住居を移していた。

その後の100年間、特に震災と第2次世界大戦による火災のため、住民の変化は極めて激しいものがあった。

だが、旧同心の子孫がたった1人旧地に止まって生活を続けている。その旧同心の子孫は菱田氏である。

菱田氏の先祖は北組に属し、しかも宝永頃（菱田氏の説では元禄頃）より同一旧拝領町屋敷（旧岡崎町、地藏橋通り）の一角に住み続けている。

菱田氏の旧拝領町屋敷は旧地藏橋通りに面して100坪のものであったが、この通りの震災後の拡張に伴い、約半分を失ってしまった。

現在、菱田氏は洋品店を経営しているが、お聞きした話では寺は谷中大雄寺である。

なお、「X 拝領町屋敷内の町人」のところで触れた、八丁堀組屋敷内の寺、玉円寺は震災後、北方約200メートルの地点に移転し、現存していることを付記したい。

あ と が き

一般的に解説とは文章によるものであるが、筆者は図で解説するのも一方法であると考えた。

本稿は、比較的大きい図3枚と、小さい図14枚の多数を含んでいる。図の大半はオリジナリティがあり、それぞれ意味のあるものなので、読者にこれらの図を、文章を読むように時間をさいて読図していただければと思うのである。

また、関係資料は本図および補助図①②の裏面に記載してあるので、本稿理解の一助にしていきたい。

なお、紙数の制約上、記述を若干省略したところもあるので、各位の御賢察を御願いする次第である。

最後に、本図など作成に当って直接間接お世話になった下記の方がたに、改めて深い謝意を表したい。ただし、間違いの責任はすべて筆者にあることをおことわりしておく。

井上修次北大名誉教授、南和男氏、鈴木昌男氏、財部建志氏、師橋辰夫氏、吉原健一郎氏、片倉比佐子氏、三井文庫各位、三康図書館各位（順不同）

（なかむら しずお・中村地図研究所）